

# 人文社会選択科目における消費生活に関する地域連携講座の 実施とその課題

## Providing Consumer Education in Humanities and Social Science Elective Class, and its Future Issues

加藤 博和\*\*  
Hirokazu KATO

### 概要

本稿は、米子高専と鳥取県生活環境部消費生活センターが連携して実施した消費生活に関する講座について報告するものである。本講座の特長として、第一に、学生と県民と一緒に学習するという新しさ、第二に、実務に携わっている外部講師を招くことで実践的、専門的な授業内容を提供することができ、第三に、若者と高齢者に対する消費者教育を効果的に行うことができるメリットを挙げることができる。しかしながら、それに伴う課題もある。学生と県民と一緒に学習することの相乗効果を高めるための改善・工夫も必要である。

The purpose of this paper is to deal with the consumer education given in humanities and social science elective class in cooperation with Tottori Prefectural Consumer Center. This lecture has several features. Firstly, this lecture has the newness in that students and citizens of the prefecture learn together at the same place. Secondly, by inviting people who are engaged in practical business as external lecturers, practical and technical lessons can be offered to the audience. Thirdly, there are merits to carry out consumer education effectively to both youths and senior citizens at the same time. This lecture, however, has problems. One of them is that it is necessary to improve and promote synergy of the students and citizens in learning together.

KEYWORDS: consumer education, community collaboration, synergy, citizens of the prefecture, external lecturers

#### 1. まえがき

本校では4年生を対象に人文社会選択科目を開講しているが、その中で2007年度に消費生活に関する専門知識を身に付けるための講座を開講した。同講座は、鳥取県生活環境部消費生活センター（以下、「消費生活センター」とする。）との連携によって開講したものである。本稿では、その開講を通じて得られた知見を報告し、地域と連携した授業のあり方について展望したい。

本稿の構成は、1. 本講座の位置付けと内容、2. 本講座実施を通じた評価と考察、3. 本講座実施に関するまとめと課題についてである。

#### 2. 本講座の位置付けと内容

##### 2.1 本講座開講の経緯

本講座は、消費生活センターからの受託事業として本校で講座の運営を担当する方式で開講した。同センターでは既に鳥取大学、鳥取環境大学（以上、県東部地区）、鳥取短期大学（県中部地区）で「くらしの経済・法律講座」を委託実施していたが、県西部地区で未開講となっていたことから同地区に所在する高等教育機関である本校に開設に向けた提案が2007年1月になされた。

本校にとっては地域貢献が図られるものであり、社会科学としても弁護士をはじめとする専門家や実務家を講師として経費負担なしで依頼できる点など魅力的な提案で、人文社会選択科目の1つである「社会科学」を「くらし

\* 原稿受理 2008年12月9日

\*\* 一般科目

しの経済・法律講座」として開講する方向となった(「社会科学」の実施担当責任者は筆者が務めることとなった)。

消費生活センターの委託事業の目的として、学生と合わせて一般県民への受講機会の提供があり<sup>1)</sup>、本校にとっては学生と県民と一緒に受講する形態は新しい試みでもあった。そのため、受講者としての県民を受け入れることに伴う諸々の調整が必要であった<sup>2)</sup>。

## 2.2 カリキュラム上の本講座の位置付け

本校の学習教育目標の1つに「地球の一員としての倫理力」が掲げられており、「社会科学」は本校学習目標に合致し、社会科カリキュラムに適合するものであると社会科、そして教務委員会で判断され、実施の運びとなった。

社会科では、地球的視点を持つ幅広い教養を獲得し、現代が直面する問題に主体的に取り組む姿勢を培うことを目的として、第4学年では、低学年で学ぶ「歴史」(第1・2学年)、「現代社会」(第2学年)、「地理」(第3学年)の内容を発展させ、社会に関するより広く高度な知識・教養を学習し、自主的に興味・関心を深めるため、「社会科学」(地理/歴史)、「社会科学」(倫理)、「社会科学」(政治・経済)を開講している<sup>3)</sup>。

4年生は、カリキュラム上、人文社会選択科目の中から前期1科目2単位、後期1科目2単位の計2科目4単位を修得しなければならない。

2007年度は上記の「社会科学」(前期・後期とも開講)、「社会科学」(前期科目)、「社会科学」(後期科目)に、国語科が開講する「文学」<sup>1)</sup>、「文学」(以上、前期科目)、「文学」<sup>2)</sup>、「文学」(以上、後期科目)の選択肢の中から3年次に予め4年次の前期と後期の履修希望を提出させ、学生数の多寡を平準化し<sup>4)</sup>、各学生の履修科目を決定した。

「社会科学」は、3年生へ次のように案内し、他の科目とともに希望を募った。

社会科学 暮らしの経済・法律講座(鳥取県消費生活センターとの連携講座)  
生活に必要な経済・法律についての講義を受け、消費生活に関する専門知識を身に付けることを目的とする。本授業は鳥取県生活環境部消費生活センターと米子高専との連携講座で、講師は大学・高専教員、弁護士、金融広報アドバイザーなどが務め、県民の方も一緒に受講されるため、積極的な受講態度が求められる。レポートや定期試験(2回)などにより成績を評価する。  
テキスト:各講師より配布・指示

## 2.3 本講座の内容

本講座の内容は、外部講師で構成される講座であり、大学と性格の異なる高専における授業科目としての特色が出るよう、また分かりやすい内容・シラバスとなるよう、消費生活センターと社会科で、既実施大学での講座内容等を基に検討していった。

シラバス上の到達目標は「生活に必要な経済・法律に関する専門的な知識を身に付けるとともに、社会に関するより広く高度な知識を学習し、教養を深めること」とした。授業計画は、第1回~第6回に消費生活に関連する法制度を中心とした講義を配置し、この部分が本講座の核に相当するものである。それ以外の編成は比較的自由で、表1のようにまとめた。外部講師の選定等は主に消費生活センターのネットワークに依った。

表1 米子高専における授業計画(2007年度後期)

| 回  | 内容/講師  |
|----|--|
| 1  | 鳥取県内の消費者被害の現状/<br>鳥取県消費生活センター 山根所長   |
| 2  | 身の回りの法律について/<br>米子アザレア法律事務所 杉山弁護士  |
| 3  | トラブルのない生活のために必要な契約知識/<br>米子アザレア法律事務所 杉山弁護士                                   |
| 4  | 特定商取引法とクーリング・オフ/<br>米子アザレア法律事務所 射場弁護士  |
| 5  | 消費者契約法と民法/<br>米子アザレア法律事務所 射場弁護士  |
| 6  | 消費者信用と多重債務/<br>米子アザレア法律事務所 射場弁護士   |
| 7  | 情報化社会と私たちの生活/<br>鳥取県警察本部 松田管理官   |
| 8  | 著作権について/<br>米子工業高等専門学校 水島校長  |
| 9  | 中間試験   |
| 10 | 食品の表示について/<br>鳥取県暮らしの安心推進課 横山副主幹   |
| 11 | 生活設計をしてみよう/<br>鳥取短期大学 野津教授   |
| 12 | 貯蓄・株式の基礎知識/<br>河田金融広報アドバイザー  |
| 13 | 保険に関する基礎知識/<br>福井金融広報アドバイザー  |
| 14 | 年金について/<br>永島金融広報アドバイザー  |
| 15 | 暮らしの経済・法律講座のまとめ/<br>米子アザレア法律事務所 杉山弁護士<br>鳥取県消費生活センター 坂本次長<br>米子工業高等専門学校 加藤講師 |
|    | 期末試験   |

成績評価は、中間・期末試験及びレポートで判定することとし、その割合は定期試験 50%、レポート 50%と設定した。

これは 2007 年度から新たに学修単位を取り入れるなどの大幅なカリキュラム改訂が行われ、「社会科学」を学修単位の科目として開設したという側面と、学生の理解を深めたり理解度を把握するため積極的に自学・自習課題を課すという側面がある。

本講座では特に教科書等はなく、各回を担当する外部講師の作成したレジュメやパワーポイントのハンドアウトを毎回机上配付した。

本講座は水曜日 3・4 時限 (50 分×2) に、合同講義室 (収容定員 200 名) を使用して実施した。

初回 (10 月 3 日) には開講式 (本校校長と消費生活センター所長が挨拶し 教務主事 地域共同テクノセンター長が陪席) を行い、履修する学生 53 名と県民 39 名が同じ教室内で一緒に臨んだ。続いて、「社会科学」のシラバスを配付・説明して学生への周知を図った。

第 1 回の授業は消費生活センター所長が「鳥取県内の消費者被害の現状」について講義した (写真 1)。



写真 1 第 1 回授業の様子

第 2 回～第 6 回授業では現役弁護士 (米子市内の法律事務所) が講師を務め 実務を交えた講義内容であった。

第 2 回・第 3 回では交通事故やクレジットカードなど法律及び契約知識に関するものであった。

第 4 回では販売勧誘の巧妙さ、購入してしまった場合の対処法などについて、第 5 回では事業者と消費者が当事者となる契約、消費者を保護するための制度などについて、第 6 回では消費者金融やクレジットの利率、借金をしてしまった場合に専門家に相談することの大切さなどについての講義であった。

第 7 回はインターネット、サイバー犯罪の現状、トラ

ブルの防止法について県警管理官による講義であった。第 8 回は本校校長が著作権法の研究者であることと、地域連携講座として共催している一環で、校長が著作権について具体的な判例なども参照しながら講義した。

第 9 回は中間試験<sup>5)</sup>に充てた (授業時数としてカウントするため、この回と期末試験は県民は休講とした)。

第 10 回は JAS 法、食品衛生法による食品表示について県の担当課による講義であった。第 11 回は鳥取短期大学の教授による生活設計についての講義とそれを踏まえた生活設計表の作成 (演習) を行った。

第 12 回～第 14 回は鳥取県金融広報委員会から派遣された金融広報アドバイザーによる金融知識に関する講義を配置した。第 12 回は貯蓄・株式 (資産運用など)、第 13 回は生命保険 (保険の選び方など)、第 14 回は年金制度に関する内容であった。

そして、第 15 回は本講座のまとめとして演習形式の授業を企画した。これは他大学では見られない試行でもあった。本講座は地域連携講座として県民を受け入れているので、学生と県民が同一の教室内で受講することの相乗効果を引き出したいと考えたことによる。消費生活センターとの協議を重ねる中で、悪質商法の事例を扱う演習形式で 学生・県民双方から回答を提出してもらい、お互いの考え方などを交流させてみたらどうかということになった。実際の第 15 回授業では、消費生活センターで用意していただいた悪質商法の事例「収入が得られると標榜した資格商法トラブル」についてのワークシート (巻末資料 1 を参照) を使用した (ワークシートはレポート課題として予め第 13 回授業時に学生へ配付し、第 14 回授業時に提出させた。県民へも同じものを第 14 回授業時に配付し、当日持参してもらった)。

#### ワークシート

- 課題 1 業者のセールストックなどの問題点をまとめてみましょう。
- 課題 2 本日、2 月 6 日 (水) に相談を受けた場合、この契約を解除するには、どうしたらよいでしょうか。
- 課題 3 1 ヶ月後の 3 月 6 日 (木) に相談を受けた場合、この契約を解除するには、どうしたらよいでしょうか。
- 課題 4 これまでの講義や実生活などから学習したり、考えたりした悪質商法に遭わないようにするための、あなたの 5 カ条をあげてください。

授業では、まず、悪質商法の事例に対するワークシート上の課題 1～課題 3 の回答を学生・県民からそれぞれ発表してもらい (写真 2)、その回答を助言者として弁護士に解説してもらいながら進行した。



写真2 学生による板書の様子

次に、(課題2・3から導出される)クーリング・オフ通知(葉書)の書き方について、同様に学生・県民それぞれ1名ずつの回答を書画カメラでスクリーンに写して、弁護士に解説してもらった。

そして最後に、悪質商法に遭わないための5か条(課題4)を学生・県民双方から出し合い、本講座のまとめとした。(引き続き閉講式を行った。)

### 3. 本講座の評価と考察

#### 3.1 受講状況

本講座の受講者は、学生は5学科に亘る53人である<sup>6)</sup>。県民は、消費生活センターへの受講申し込みの際に予め受講を希望する回を記して申し込む方式を採り、県民の受講定員には各回50人という上限を設けた(巻末資料2を参照)。学生の履修者数とほぼ同数というのが1つの設定根拠である。

表2に各回の受講者数を掲げた。学生と県民を合わせて毎回約90人が受講した。

表2 授業月日と受講者数

| 回 | 授業月日   | 受講者数<br>(人) | 受講者数 |    |
|---|--------|-------------|------|----|
|   |        |             | 学生   | 県民 |
| 1 | 10月3日  | 89          | 50   | 39 |
| 2 | 10月10日 | 97          | 50   | 47 |
| 3 | 10月24日 | 91          | 50   | 41 |
| 4 | 10月31日 | 94          | 51   | 43 |
| 5 | 11月7日  | 92          | 51   | 41 |
| 6 | 11月14日 | 89          | 49   | 40 |
| 7 | 11月21日 | 93          | 50   | 43 |
| 8 | 11月28日 | 87          | 52   | 35 |
| 9 | 12月5日  | 52          | 52   |    |

|    |        |    |    |    |
|----|--------|----|----|----|
| 10 | 12月12日 | 88 | 49 | 39 |
| 11 | 1月9日   | 92 | 52 | 40 |
| 12 | 1月16日  | 94 | 52 | 42 |
| 13 | 1月23日  | 95 | 51 | 44 |
| 14 | 1月30日  | 89 | 52 | 37 |
| 15 | 2月6日   | 82 | 51 | 31 |
|    | 2月14日  | 51 | 51 |    |

県民は、実際には各回40人前後が受講された。取り敢えず申し込みだけした方や当日都合が悪くなったなどの事情によるものと推察される。延べ10回以上出席した県民は30人であった(閉講式後、消費生活センターの修了証が授与された)。

県民の属性等については、最終回のアンケート結果(回収数30)から、性別は男性10人(33%)、女性13人(43%)、未回答7人(23%)でやや女性が多かった。年齢は60代が14人(47%)、50代が8人(27%)の順であった。受講動機は生涯学習の一環や家族の勧めが比較的多く見られた。

#### 3.2 学習面から見た評価

最終回(第15回)の授業で本講座のまとめとして上記ワークシートの課題4「悪質商法に遭わないようにするためのあなたの5か条」を挙げてもらった。

「ハッキリ断る; NOと言える勇気を持つ」、「うまい話はまず疑い、高額契約は要注意」などの趣旨に合致した回答(5つ)をほとんどの学生が自分の言葉で記入できていた。授業の中でも活発に発表できていた。

「社会科学」の成績評価は、中間・期末試験とレポート(計5回)で行った。試験問題は各回の担当講師から各講義内容を踏まえて出題してもらい、本校定期試験時に実施した<sup>7)</sup>。レポート課題は事前に依頼した講師から出題してもらい、採点も併せて依頼した。

表3に定期試験とレポートの実施状況を示した。中途から1人が休学し、1人が進路変更したため、最終的な履修者は51人となったが、その全員が2単位を修得した。

これらの点から、前掲の本校学習目標である「倫理力」を身に付けられたと判断できる。

表3 定期試験・レポートの実施状況

|      | 人数 | 平均点  |
|------|----|------|
| 中間試験 | 52 | 72.8 |
| 期末試験 | 51 | 69.8 |

|                   |    |      |
|-------------------|----|------|
| レポート1 (裁判について)    | 51 | 5.6  |
| レポート2 (消費者問題について) | 50 | 7.8  |
| レポート3 (著作権について)   | 48 | 6.3  |
| レポート4 (「夢実現シート」)  | 49 | 6.8  |
| レポート5 (「ワークシート」)  | 49 | 6.2  |
| 合計点               | 51 | 67.7 |

注) 中間・期末試験：各 100 点満点。

レポート：各 10 点満点。

合計点：100 点満点 = (中間試験 + 期末試験) / 2 / 2  
+ (レポート 5 回分の合計)。

本講座全体を通しての難易度についてはどうだっただろうか。後述のアンケート結果によると(表 4), 学生 51 人の回答では「少し難しかった」が 23 人(45%)で最も多く、「難しかった」の 10 人(20%)を合わせると 3 分の 2 が難しかったという回答であった。他方、県民は 30 人中 27 人(90%)が「適当だった」と回答している。県民と比べて学生には難易度が高かったことが窺える。

学生の自由記述の中に、「テストをするならするなりの講義の進め方にしてほしい。レポートの評価について、割合を下げるか、提出点として 6 割程度与えた上で内容に応じて加点するなどしてほしい。テーマをもっと絞って 1 つのテーマに掛ける時間を増やした方が理解も深まり、記憶にも残ると思う」という回答があった。試験が難しかった(試験勉強も含めて)という声を聞いたので、それへの配慮をすることで学生にとっての難易度は適当になるのではないかとと思われる。

表 4 講座全体を通しての難易度

|         | 学生(人) | 県民(人) |
|---------|-------|-------|
| 難しかった   | 10    | 0     |
| 少し難しかった | 23    | 2     |
| 適当だった   | 18    | 27    |
| 簡単だった   | 0     | 1     |
| 簡単過ぎだった | 0     | 0     |
| 計       | 51    | 30    |

また例えば、全 15 回の授業に供する統一的なテキストの作成や、各外部講師と実施担当責任者で講座に関する共通認識を持つ必要性も感じている。

### 3.3 本講座の内容に対する評価

本講座では、内容の改善・充実を図る目的で、毎回の授業終了時に学生・県民それぞれに各回の講義に対するアンケート(巻末資料 3 を参照)を取った。

さらに、講座全体を振り返ってのアンケート(各回の評価/講座全体を通しての評価; 1. 難易度, 2. 分かりやすさ, 3. 理解度, 4. 役立ち度, 5. 受講態度, 6. 受講形態, 7. 良かった点, 8. 改善点や要望。巻末資料 4 を参照)を学生に対しては期末試験時に行い、最終的な履修者 51 人全員から回収した。県民へは最終回の第 15 回授業時に配付・依頼し、当日出席者の 30 人分を回収した。なお、県民は参加意識が高く、そのため肯定的な評価になりがちであることに留意が必要であろう。

ここでは、「講座全体を通しての評価」の各項目の集計結果から本講座の内容について考察したい。

講座全体を通して内容が分かりやすかったかどうかについては(表 5), 学生の回答では「分かりやすかった」が 32 人(63%), 「分かりにくかった」がその半分の 16 人(31%)で比較的分かりやすかったといえる。県民はほぼ全員が分かりやすかったと回答している。

表 5 講座全体を通しての分かりやすさ

|             | 学生(人) | 県民(人) |
|-------------|-------|-------|
| とても分かりやすかった | 1     | 4     |
| 分かりやすかった    | 32    | 25    |
| 分かりにくかった    | 16    | 0     |
| とても分かりにくかった | 1     | 0     |
| 不明・未回答      | 1     | 1     |
| 計           | 51    | 30    |

講座の内容を理解できたかどうかについては(表 6), 学生のうち 30 人(59%)が理解できた(「よく理解できた」と「だいたい理解できた」の合計)と回答している反面, 21 人(41%)は理解できなかった(「あまり理解できなかった」と「全く理解できなかった」の合計)と回答し、拮抗している。県民は全員が理解できたと回答している。

表 6 講座全体を通しての内容の理解度

|             | 学生(人) | 県民(人) |
|-------------|-------|-------|
| よく理解できた     | 2     | 9     |
| だいたい理解できた   | 28    | 21    |
| あまり理解できなかった | 20    | 0     |
| 全く理解できなかった  | 1     | 0     |
| 計           | 51    | 30    |

受講態度については(表 7), 学生の自己申告で「普通に受講した」が 36 人(71%), 「熱心に受講した」が 12 人(24%)となっている。

しかしながら 第 1 回・第 2 回授業後の県民のアンケー

トなどで学生の私語や居眠りなどへのクレームが寄せられたため、筆者がその後の授業の冒頭で注意を促し、目立つものについては個別に注意して解消に努めるという場面もあった。

表7 受講態度

|               | 学生(人) | 県民(人) |
|---------------|-------|-------|
| 熱心に受講した       | 12    | 18    |
| 普通に受講した       | 36    | 11    |
| あまり熱心に受講しなかった | 3     | 0     |
| 未回答           | 0     | 1     |
| 計             | 51    | 30    |

分かりやすさ・理解度と受講態度には関連性もあると思われる。一方向的なパワーポイントを使用した講義や試験のポイントが掴み難い授業に対する評価は高くなかった。外部講師による授業の場合、履修している学生の状況やニーズなどを伝えることも必要であろう。

他方、講座の内容がこれから役に立ちそうかという問については(表8)、学生のうち48人(94%)が役立つ(「大いに役立つ内容だった」と「だいたい役立つ内容だった」の合計)と回答しており、本講座実施の効果は認められるといえる。

表8 講座全体を通しての内容の役立ち度

|                | 学生(人) | 県民(人) |
|----------------|-------|-------|
| 大いに役立つ内容だった    | 14    | 13    |
| だいたい役立つ内容だった   | 34    | 17    |
| あまり役に立たない内容だった | 3     | 0     |
| 全く役に立たない内容だった  | 0     | 0     |
| 計              | 51    | 30    |

履修して、良かった点などについての学生の自由記述からもその効果を読み取ることができる。

- ・今までにないタイプの授業で、内容も高専では普段学べないことなので、履修して良かった。
- ・身の回りで起きていること、これから起こり得ることなど、今後の生活においてとても役に立つ内容だった。また、自分の将来について見詰める良い機会にもなった。

### 3.4 学生と県民が一緒に受講する形態の評価

学生と県民が同一の教室内で受講するスタイルは本地域連携講座の1つの特長であり、一緒に学習することでの相乗効果も期待していた。しかしながら、その受講形態に対する学生側の回答(表9)で最も多かったのは

「別々に受講した方が良かった」という回答の27人(53%)であった。学生の回答で「良かった」という回答も15人(29%)あるが、県民では30人中24人(80%)が「良かった」と回答しており、対照的である。その理由は若者と接することで刺激を得られたというものなどであった。

表9 学生と県民が一緒に受講する形態について

|               | 学生(人) | 県民(人) |
|---------------|-------|-------|
| 良かった          | 15    | 24    |
| 別々に受講した方が良かった | 27    | 2     |
| その他           | 9     | 2     |
| 未回答           | 0     | 2     |
| 計             | 51    | 30    |

学生の自由記述に、「一般県民と一緒にする意味を持たせるように工夫した方がいい。今のままでは別々に受けても同じ」という回答があったが、今回の講座全体を通じて学生と県民が直接的に学び合う場面はあまりなかったといえる。消費生活センターや外部講師の協力も得つつ授業の中に演習やワークショップを取り入れてみるなど今後の改善・工夫の余地が大きいと考えている<sup>8)</sup>。

### 4. 本講座実施に関するまとめと課題

2007年度後期に本校で初めて取り組んだ消費生活に関する地域連携講座について、他高専の参考にもなるよう、その成果と課題を摘記しておきたい。

まず、授業科目として、授業中の演習などへの取り組みの状況、定期試験及びレポートの結果、アンケート結果などから、学生は消費生活に関する専門知識と学習目標に掲げられた倫理力を身に付けることができ、学生自身にとって役立つ授業であった。

また、県民と一緒に学び、外部講師による実践的・専門的な内容による講義で、高専にとっても必要な授業であった。

筆者にとっても消費者被害の現状や消費者教育の必要性などについて認識することができた。

地域連携講座としては、本講座を通じて県民に本校を理解してもらう良い機会となり、新聞等にも取り上げられた。消費生活センターからの受託事業として外部資金の獲得にも繋がった。

消費生活センターにとっては消費者被害の多い若者と県民に対する啓発を高等教育機関と連携して実施できたメリットがあったといえる。

しかしながら、それに伴う課題も挙げられる。

学生と県民が一緒に受講することで双方に良い意味での緊張感がもたらされたが、さらに相乗効果を高めるため、両者が一緒に学習活動を行えるような教材や授業内容の工夫が必要である。

各分野の実務家や専門家に授業をしてもらうメリットは大きいですが、学生の状況の伝達、講義内容の精選・工夫や試験等の出題ポイントを押さえた授業展開についての依頼など事前の打ち合わせや、講座全体に亘るテキスト・資料集などで各回の授業が細切れにならない手立ても必要と感じられる。

外部講師から見た本講座への評価（例えば、生活経験や知識、モチベーションなどに開きのある受講者が対象の講義のあり方）など多角的な検証は今後の課題とした。

現状において消費者教育のニーズは高まっており、本講座は 2008 年度も開講している。高専に学ぶ若者に対する消費者教育カリキュラム等の開発や、高専生の効果的な学習としての県民と一緒に学ぶ授業のあり方の模索なども含めて、教育内容の改善・充実を図っていきたいと考えている。

#### 注

- 1) 消費生活センター側では、県民の受講状況が事業継続のメルクマールとされている。
  - 2) 県民の受け入れに関して、聴講者数、使用教室に伴う車椅子の方の有無、敷地内禁煙の連絡、駐車場の確保、学生食堂の利用、県民の受付・不審者との識別などについて配慮した。
  - 3) 第 5 学年では人文社会系科目は開設していない。専攻科第 1 学年では一般選択科目の 1 つとして「人文社会特論」（後期 2 単位）を開設している。
  - 4) 前期・後期各 4 科目の中から 5 学科計約 200 人が各自選択履修するので 1 科目平均 50 人になるように国語科・社会科で調整を行っている。
  - 5) 試験の実施については各大学で様々である。
  - 6) 学科別履修者数は下表の通りである（単位：人）。
- | 機械工 | 電気情報工 | 電子制御工 | 物質工 | 建築 | 計  |
|-----|-------|-------|-----|----|----|
| 7   | 13    | 6     | 18  | 9  | 53 |
- 7) 筆者が採点可能なように択一式や正誤式での出題を依頼し、電子データで受領し、編集した。
  - 8) 田中俊夫・大橋真「地域の『元気』を創造する徳島大学の生涯学習」『大学と学生』2008 年 6 月号 pp.35-41 では、学生と社会人による「共創型学習」の取り組みが紹介されている。

#### 謝辞

本地域連携講座の実施に当たり、鳥取県生活環境部消費生活センター、本校校長、教務、地域共同テクノセンター、社会科をはじめ、関係各位のご理解とご協力に心から感謝申し上げます。

鴨田さんは、平成20年1月30日（水）の午後9時頃に自宅に電話で突然「以前ダイレクトメールを送らせてもらったのですが、ご存知ないですか」と告げられ、「全く知りません」と答え、「在宅で仕事をしようなダイレクトメールを送らせてもらったんですが」といわれ、「スーパーやコンビニとかにパンフレットをおくだけで月5～6万円にはなるんです。年間多い人で何百万円と稼いでいる人もいますよ」などと告げられた。

鴨田さんはそんなに簡単に収入が得られるならやってみてもいいなと思い、「どんなパンフレットを置くんですか」と聞いてみたら、「旅行のパンフです。ただこの仕事をするには旅行業務取扱者の資格が必要なんですよ」と言われました。

鴨田さんは資格取得について心配だということ告げると、「運転免許ぐらいのレベルでとれる試験ですので、ちょっと勉強すれば簡単に受かります。ウチの教材で勉強して貰えば最後までサポートして受かるようにします。絶対に大丈夫です。」と説明がありました。

鴨田さんは教材はどのくらいのものかと聞くと「教材代金は消費税込みで70万円くらいかかります。」といわれたので、高いなあと思っていたところでも心配しないでください。実際にはお金の負担はありません。日本旅行支支援機構というところの助成制度に登録しておけば、試験を受けさえすれば100万円がもらえるんです。クレジットを組んだとしても、そのとき一括で返せばおつりができますよ」と言われた。

鴨田さんは長い電話になったので、一旦電話を切ってから返事をしようとしたが、「どの人も一回で受かっています」とか、「試験に出るところを教えます」などと電話を切らせようとせず、時刻も11時を過ぎており、「いい返事をすまで終わらないのかな」とも思い、「それじゃあ、やってみます」と返事をしました。結局2時間以上も話をして鴨田さんは迷惑を感じました。

翌日の1月31日（木）に鴨田さんのところに販売契約書等の書類が届きました。鴨田さんは届いた教材をあげて中身をみたら、やはり勉強をしていくのは無理だと思い、「やっぱり金額も大きいし、勉強していく自信がないからやめろ」と電話で伝えました。担当者は「きのうの電話で契約は成立している。社会人なら一度契約したものは守るといのが一般常識ですよ」と言われました。

鴨田さんが、「でも書類にクーリング・オフのことが書いてあるじゃあないですか」としつつこく食い下がると、担当者が突然豹変し、「教材をあげてしまったんだろ。使用したようなものが返品できるわけねーだろ。そんなものは、クーリング・オフは効かないぐらい判断しろよ。」さらに「こんなことをしていると営業妨害になり、こっちも告訴しないといけないぞ。」と怒鳴りつけられました。鴨田さんは、営業妨害や告訴といわれ恐怖を感じてしまい、泣く泣く送付されてきた契約書面にサインして送り返しました。

このようなトラブルに遭った鴨田さんはどう対応すればよいでしょうか。

**課題1** 業者のセールストークなどの問題点をまとめてみましょう。

**課題2** 本日、2月6日（水）に相談を受けた場合、この契約を解除するには、どうしたらよいでしょうか。

**課題3** 1ヶ月後の3月6日（木）に相談を受けた場合、この契約を解除するには、どうしたらよいでしょうか。

**課題4** これまでの講義や実生活などから学習したり、考えたりした悪質商法に遭わないようにするための、あなたの5カ条をあげてください。

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.



■ 講座の日程と内容

| No | 日程    | テーマ                  | 講義の内容  | 講師   | 希望 |
|----|-------|----------------------|--|--|----|
| ①  | 10/3  | 県内の消費者被害の現状          | 県内の消費者被害の現状を知り、対処法について学びます。                                  | 鳥取県生活環境部消費生活センター所長                                       |    |
| ②  | 10/10 | 身の回りの法律について          | 交通事故、遺産相続争い…身の回りの出来事解決する多くの場合には法律の助けが必要ですが、法律は身近な存在です。       | リーガルアラティアアンス米子<br>アザレア法律事務所<br>杉山弁護士                     |    |
| ③  | 10/24 | ドライのいない生活のために必要な契約知識 | 私約するってどういうこと？<br>私たちの生活は毎日契約することによって成り立っていることを理解しましょう。       | リーガルアラティアアンス米子<br>アザレア法律事務所<br>杉山弁護士                     |    |
| ④  | 10/31 | 特定商取引法とクーリング・オフ      | 身の回りに起こる得る消費者トラブルとその対処法や、不意打ち的な荷法を救済するクーリング・オフについて学びます。      | リーガルアラティアアンス米子<br>アザレア法律事務所<br>射場弁護士                     |    |
| ⑤  | 11/7  | 消費者契約法と民法            | 消費者契約法と民法について学び法的な差質商法対処法のまとめ的な授業です。                         | リーガルアラティアアンス米子<br>アザレア法律事務所<br>射場弁護士                     |    |
| ⑥  | 11/14 | 消費者信用と多重債務           | クレジットの仕組みを知り、トラブル事例から適切な利用法を考えます。また、多重債務の原因と予防策、対処法について学びます。 | リーガルアラティアアンス米子<br>アザレア法律事務所<br>射場弁護士                     |    |
| ⑦  | 11/21 | 情報化社会と私たちの生活         | インターネットトラブルの実例と対処法。現代社会に必要な知識です。                             | 鳥取県警察本部<br>松田 管理官  |    |
| ⑧  | 11/28 | 著作権について              | 著作権ってどんな権利？著作物を正しく利用できる知識を身につけましょう。                          | 米子工業高等専門学校<br>水島校長                                       |    |
| ⑨  | 12/12 | 食品の表示について            | 「安全・安心」な食生活の助けとなる実用的な食品表示について学びます。                           | 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課職員                                      |    |
| ⑩  | 1/9   | 生活設計をしてみよう           | 理想の人生を送るにはしっかりと生活設計、資金計画が重要です。                               | 鳥取短期大学<br>野津教授   |    |
| ⑪  | 1/16  | 貯蓄・株式の基礎知識           | 貯蓄・株式の特徴を知り、資産運用に役立つ基礎的な知識を身につけましょう。                         | 金融広報アドバイザー<br>河田 一人 氏                                    |    |
| ⑫  | 1/23  | 保険に関する基礎知識           | 生命保険と損害保険の基礎知識について学び、自分に適した保険を考えてみましょう。                      | 金融広報アドバイザー<br>福井 雅人 氏                                    |    |
| ⑬  | 1/30  | 年金について               | 「あなただけの年金は大丈夫？」年金の基礎知識、今後の問題点について考えます。                       | 金融広報アドバイザー<br>永島 哲夫 氏                                    |    |
| ⑭  | 2/6   | くらしの経済・法律講座のまとめ      | 講座で習得した知識を総合して課題の解決に取り組み演習型講義。弁護士の先生による講義が行われます。             | (助言者)リーガルアラティアアンス米子アザレア法律事務所<br>杉山弁護士、米子工業高等専門学校<br>加藤講師 |    |

■ 申込欄

|      |                         |         |                     |
|------|-------------------------|---------|---------------------|
| 氏名   | 年代(差し支えない場合)            |         | 40歳以下・40～60歳代・60歳以上 |
| 住所   |                         |         |                     |
| 電話番号 | ( ) - ( ) - ( )         | ファックス番号 | ( ) - ( )           |
| 備考   | 車椅子を御利用の方は、その旨記載してください。 |         |                     |

※本書によりファクシミリで申し込みされる場合、記載事項をご記入の上、受講希望の講義に○印をつけてください。

鳥取県・米子工業高等専門学校連携講座 (県民カレッジ連携講座)

# くらしの経済・法律講座

自己責任が問われるこの時代、自らの身を守り、安全で安心できる生活を送るためには、常日頃の「学び」が欠かせません。  
14回の連続講座を通して、生活をよりいっそう充実させるための知識・教養を身につけませんか？各分野のプロフェッショナル(専門家)がわかりやすく説明し、あなたの暮らしを応援します。西部地区初の開講です！たくさんの方のご応募お待ちしております！！

■ 講座の概要

講師：弁護士、金融広報アドバイザー等  
会場：米子工業高等専門学校(米子市彦名町4448) 管理棟3階 合同講義室  
時間：水曜日(午前10時45分～午後0時35分)  
講義内容：生活に役立つ経済、法律その他の知識(詳細裏面)  
定員：各講座50名(先着順)  
申込要領：お好きな講義のみの受講も大歓迎です。

電話、フックリ、電子メール、ホームページにより、氏名、住所、連絡先、参加希望講座番号、(車椅子利用の方はその旨)お知らせください。

申込期限：平成19年9月28日(金)(必着)

(期限前でも定員に到達次第、募集を終了します。お早めにお申し込みください。)

申込・問合せ：【電話】0859-34-2760

【フックリ】0859-34-2670

【電子メール】shohiseikatsu@pref.tottori.jp

【とりネット】<http://www.pref.tottori.lg.jp/shohiseikatsu/>

■ 会場案内



会場：米子工業高等専門学校  
管理棟3階 合同講義室

## 『過去の受講生の声!』



友人宅にかかってきた金銭を要求する不審な電話について相談され、講義で学んだことを教えてあげて、被害に遭わずにすみました。  
知識が早速役立ち、嬉しく思いました。  
(鳥取短期大学 男性)



法律は難しいものだと思っていましたが、身近に感じることができました。若い人たちが勉強することは活き活きとして学習意欲がわきました。  
(鳥取大学 女性)

【留意事項】  
①敷地内全面禁煙  
米子工業高等専門学校は平成19年4月1日より敷地内全面禁煙となりました。  
受講者の皆様のご理解と協力をお願いします。

②受講証の必須  
入校の際は、事前に送付される受講証を身に付けてください。不審者侵入対策へのご理解と協力をお願いします。



「講座の風景」

# 「社会科学Ⅲ」出席カード・アンケート用紙

第1回 (平成19年10月3日)

学科 (M・E・D・C・A) 学籍番号 ( ) 名前 ( )

※ それぞれ当てはまる番号に○印を付けて下さい。

1. 講義の難易度について教えてください。

- ①難しかった    ②少し難しかった    ③適当だった  
④簡単だった    ⑤簡単過ぎだった

2. 講義は分かりやすかったですか？

- ①とても分かりやすかった    ②分かりやすかった  
③分かりにくかった    ④とても分かりにくかった

3. 講義の内容を理解できましたか？

- ①よく理解できた    ②だいたい理解できた  
③あまり理解できなかった    ④全く理解できなかった

4. 講義の内容はこれから役に立ちそうですか？

- ①大いに役立つ内容だった    ②だいたい役立つ内容だった  
③あまり役に立たない内容だった    ④全く役に立たない内容だった

5. あなたの受講態度はどうでしたか？

- ①熱心に受講した    ②普通に受講した    ③あまり熱心に受講しなかった

6. 県民の方と一緒に講義を受ける形式について、どう思いましたか？

- ①良かった  
②別々に受講した方が良かった  
③その他
- } 理由等 ( )

7. 講義に対する質問、意見、感想などを書いてください。

---

---

---

---

## くらしの経済・法律講座アンケート(H19 後期:米子工業高等専門学校)

下記の質問に答える形で、○印、理由、ご意見、その他必要な記入をお願いいたします。

### 1 あなたの属性について、○印をおつけください。

①年齢 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上

②性別 男性 女性

### 2 ご自身の評価【良かった→○、普通→○、良くなかった→△】を「評価」欄に記入し、具体的に良かった点や改善点・工夫してほしい点などを「理由」欄に記入してください。

| 講義 (講師) 名   | 評価 | 理由 |
|---|----|----|
| <b>第1回目 10月3日(水)</b><br>鳥取県内の消費者被害の現状について (消費生活センター 所長) |    |    |

### 3 この講座をお知りになられたきっかけを教えてください。

① 新聞記事      ② 折込チラシ      ③ ホームページ      ④ 友人等の紹介  
 ⑤ その他 ( )

### 4 講義の難易度について教えてください。

① 難しい      ② 少し難しい      ③ 適当      ④ 簡単      ⑤ 簡単過ぎる

### 5 今後、本講座に組み入れたらよいと思われるテーマ等ありましたら教えてください。

(例:製品安全、個人情報保護、インターネット 等)

### 6 学生と一緒に講義を受ける形式について、どう思われましたか教えてください。

| 区分              | 理由等 |
|-----------------|-----|
| ① 良かった          |     |
| ② 別々に受講した方がよかった |     |
| ③ その他           |     |

### 7 その他、ご意見やご感想等、ご自由にお書きください。

※ 1. ～6. はそれぞれ当てはまる番号に○印を付けて下さい。  
7. ～8. は具体的に記入してください。

各講義の「評価」を【良かった→◎、普通→○、良くなかった→△】で記入して下さい(欠席した講義については、「評価」欄に斜線を引いて下さい)。  
また、具体的に良かった点や改善点・工夫してほしい点などを「理由」欄に記入して下さい。

| 講義(講師)名   | 評価 | 理由 |
|---|----|----|
| ① 鳥取県内の消費者被害の現状<br>(消費生活センター 山根所長)                                    |    |    |
| ② 身の回りの法律について<br>(米子アリア法律事務所 杉山弁護士)                                   |    |    |
| ③ トラブルのない生活のために必要な契約知識<br>(米子アリア法律事務所 杉山弁護士)                          |    |    |
| ④ 特定商取引法とクーリング・オフ<br>(米子アリア法律事務所 射場弁護士)                               |    |    |
| ⑤ 消費者契約法と民法<br>(米子アリア法律事務所 射場弁護士)                                     |    |    |
| ⑥ 消費者信用と多重債務<br>(米子アリア法律事務所 射場弁護士)                                    |    |    |
| ⑦ 情報化社会と私たちの生活<br>(鳥取県警察本部 松田管理官)                                     |    |    |
| ⑧ 著作権について<br>(米子高専 水島校長)  |    |    |
| ⑨ 食品の表示について<br>(くらしの安心推進課 横山副主幹)                                      |    |    |
| ⑩ 生活設計をしてみよう<br>(鳥取短大 野津教授)   |    |    |
| ⑪ 貯蓄・株式の基礎知識<br>(河田 金融広報アドバイザー)                                       |    |    |
| ⑫ 保険に関する基礎知識<br>(福井 金融広報アドバイザー)                                       |    |    |
| ⑬ 年金について<br>(永島 金融広報アドバイザー)   |    |    |
| ⑭ くらしの経済・法律講座のまとめ<br>(米子アリア法律事務所 杉山弁護士<br>米子高専 加藤講師<br>消費生活センター 坂本次長) |    |    |

1. 講座全体を通しての難易度はどうでしたか?

- ① 難しかった ② 少し難しかった ③ 適当だった  
④ 簡単だった ⑤ 簡単過ぎだった

(具体的に)

2. 講座全体を通して、分かりやすかったですか?

- ① とても分かりやすかった ② 分かりやすかった  
③ 分かりにくかった ④ とても分かりにくかった

(具体的に)

3. 講座全体を通して、内容を理解できましたか?

- ① よく理解できた ② だいたい理解できた  
③ あまり理解できなかった ④ 全く理解できなかった

(具体的に)

4. 講座全体を通して、内容はこれから役に立ちそうですか?

- ① 大いに役立つ内容だった ② だいたい役立つ内容だった  
③ あまり役に立たない内容だった ④ 全く役に立たない内容だった

(具体的に)

5. あなたの受講態度について教えてください。

- ① 熱心に受講した ② 普通に受講した ③ あまり熱心に受講しなかった  
(具体的に)

6. 一般県民と一緒に講義を受ける形式について教えてください。

- ① 良かった ② 別々に受講した方が良かった ③ その他  
(具体的に)

7. この講座を履修して、良かった点などを書いて下さい。

---



---



---

8. この講座について、改善点や要望などを書いて下さい。

---



---



---

「くらしの経済・法律講座」県民アンケート

平成 19 年度の「くらしの経済・法律講座」について、受講された範囲内で結構ですので、各講義の「評価」を【良かった→◎、普通→○、良くなかった→△】で記入して下さい（受講されていない講義については、「評価」欄に斜線を引いて下さい）。また、具体的に良かった点や改善点・工夫してほしい点などを「理由」欄に記入して下さい。

| 講義（講師）名   | 評価 | 理由 |
|---|----|----|
| ① 鳥取県内の消費者被害の現状<br>(消費生活センター 山根所長)                                    |    |    |
| ② 身の回りの法律について<br>(米子グリア法律事務所 杉山弁護士)                                   |    |    |
| ③ トラブルのない生活のために必要な契約知識<br>(米子グリア法律事務所 杉山弁護士)                          |    |    |
| ④ 特定商取引法とクーリング・オフ<br>(米子グリア法律事務所 射場弁護士)                               |    |    |
| ⑤ 消費者契約法と民法<br>(米子グリア法律事務所 射場弁護士)                                     |    |    |
| ⑥ 消費者信用と多重債務<br>(米子グリア法律事務所 射場弁護士)                                    |    |    |
| ⑦ 情報化社会と私たちの生活<br>(鳥取県警察本部 松田管理官)                                     |    |    |
| ⑧ 著作権について<br>(米子高専 水島校長)  |    |    |
| ⑨ 食品の表示について<br>(くらしの安心推進課 横山副主幹)                                      |    |    |
| ⑩ 生活設計をしてみよう<br>(鳥取短大 野津教授)   |    |    |
| ⑪ 貯蓄・株式の基礎知識<br>(河田 金融広報アドバイザー)                                       |    |    |
| ⑫ 保険に関する基礎知識<br>(福井 金融広報アドバイザー)                                       |    |    |
| ⑬ 年金について<br>(永島 金融広報アドバイザー)   |    |    |
| ⑭ くらしの経済・法律講座のまとめ<br>(米子グリア法律事務所 杉山弁護士<br>米子高専 加藤講師<br>消費生活センター 坂本次長) |    |    |

巻末資料4 全体アンケート票（県民用）

※ それぞれ当てはまるところに○印を付けて下さい。

1. あなたの性別、年齢、受講動機について教えて下さい。

- (1) 性別： 男性 女性  
 (2) 年齢： 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上  
 (3) 受講の動機： {

2. 講座全体を通しての難易度はどうでしたか？

- ① 難しかった ② 少し難しかった ③ 適当だった  
 ④ 簡単だった ⑤ 簡単過ぎだった

3. 講座全体を通して、分かりやすかったですか？

- ① とても分かりやすかった ② 分かりやすかった  
 ③ 分かりにくかった ④ とても分かりにくかった

4. 講座全体を通して、内容を理解できましたか？

- ① よく理解できた ② だいたい理解できた  
 ③ あまり理解できなかった ④ 全く理解できなかった

5. 講座全体を通して、内容はこれから役に立ちそうですか？

- ① 大いに役立つ内容だった ② だいたい役立つ内容だった  
 ③ あまり役に立たない内容だった ④ 全く役に立たない内容だった

6. あなたの受講態度について教えて下さい。

- ① 熱心に受講した ② 普通に受講した ③ あまり熱心に受講しなかった

7. 学生と一緒に講義を受ける形式について教えて下さい。

- ① 良かった  
 ② 別々に受講した方が良かった } 理由等： {  
 ③ その他

8. その他、ご意見やご感想等、ご自由にお書き下さい。

---



---



---



---